

「地産地消で元気あおもり」推進事業運営業務仕様書

1 目的

本県経済の好循環に向けた域内消費の拡大を促進するため、県民の「県産品を選ぶ意識」の醸成や小売店や飲食店等での県産品の取扱拡大を図る「地産地消で元気あおもり」推進事業を展開するものである。

2 委託業務名

「地産地消で元気あおもり」推進事業運営業務

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月25日（水）まで

4 委託業務の内容

（1）青森県産品愛用応援キャンペーンに関する業務

青森県産品愛用応援キャンペーン実施協議会と県が共催する「青森県産品愛用応援キャンペーン」（実施期間は9月上旬から11月末までの間で実施協議会が定める期間とする。）について、次の業務を行う。

ア 景品の購入及び当選者への発送

景品は、3,000円（税込）相当の県産品×160名以上とすること。

なお、景品の金額に送料を含めないこと。

※景品は県と協議して決定したものを購入し、当選者に発送すること。

イ ポスター（A2）とチラシ兼応募台紙（A4四つ切）の製作及び印刷・発送

ポスターを1,400部程度、チラシ兼応募台紙を170,000部程度製作し、令和7年9月上旬までに参加店舗へ発送する。

ウ その他、参加店や応募件数を増やす取組を企画し、実施すること。

※なお、本キャンペーンの事務局業務・応募件数集計業務・抽選業務は含まない。

（2）「地産地消で元気あおもり」飲食店スタンプラリーの実施

飲食店を対象としたデジタルスタンプラリーを企画・実施する。

実施に当たっては、多くの参加者が得られ、参加店の来店客増加につながる内容とすること（参加店舗は600店程度を想定）。

ア 実施期間

県と協議の上決定する。

イ 運営窓口の設置

スタンプラリー実施期間中は専用の運営窓口を設置し、問合せ等に対応すること。

ウ スタンプラリーの周知・PRの実施

スタンプラリーの実施を県民に広く周知し参加を促すため、ポスターの製作、SNS広告の配信等の広告宣伝を行うこと。

エ 抽選の実施

スタンプラリー期間終了後、応募件数を集計するとともに参加者を対象に抽選を

行い、当選者に景品を発送すること。また、当選者リストを作成し、県に提出すること。

オ 景品の購入及び当選者への発送

景品は県と協議して決定したものを購入し、当選者に発送すること。

(3) 県民の「県産品を選ぶ意識」の醸成に向けた情報発信

県民一人ひとりが県産品を意識して購入することで本県の雇用創出や経済発展を図るため、SNS広告等を活用して発信する。

ア SNS広告 (Facebook/Instagram)

県が提供する動画をSNS広告として配信すること。

(ア) 配信する動画 15～30秒程度

(イ) 配信時期 令和7年9月～10月 (各月1回以上配信する)

イ その他メディアを活用した情報発信

(4) 生産者・加工事業者と小売店・飲食店等とのマッチング交流会の企画・運営

県内全域での販路拡大に意欲を持つ生産者及び新商品を持つ加工事業者を募り(30社以上)、小売店・飲食店等への商品プレゼン及び試食、商談の機会を提供するマッチング交流会を開催する。

- ・開催日時及び場所は県と協議の上決定すること (令和7年12月～令和8年1月に青森市内で1回を想定)。
- ・多くの商談が成立するような、企画・運営とすること。

5 成果品

本業務において作成した販促資材等のデータ及び業務実績を取りまとめた報告書を紙及び電子媒体 (CD-R等) で1部提出すること。

6 著作権

- (1) 受注者は、本業務の成果品 (以下「成果品」という。) が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一、第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責めにおいて解決するものとする。
- (2) 成果品については、その著作権 (著作権法第21条から第28条に定める全ての権利) 及び所有権を含めて、全て県に帰属するものとする。ただし、成果品に含める受注者が従来から権利を有している受注者固有の知識、技術に関する権利等については受注者に留保されるものとし、受注者がこれらを利用し成果品に類似した製品を作成することを妨げない。
- (3) (2) において帰属した権利を保有した成果品 (著作物) については、県が県の業務に使用する場合において、受注者の承諾なく自由に使用できるものとする。
- (4) 受注者は、県及び県から正当な権利を取得した第三者に対し、著作者人格権 (公表権、氏名表示権、同一性保持権) を行使できないものとする。

7 その他

- (1) 委託料については、業務に係る全ての経費を含むものとする。

- (2) 委託業務の最終的な企画は県が決定するものとし、業務の実施に当たっては、県と十分な連絡調整を行うものとする。
- (3) 本業務は国の交付金を活用しているため、会計検査院の实地検査等の対象となる場合があることから、関係書類は令和13年3月末まで保管すること。